

見附市告示第83号

見附市起業創業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月22日

見附市長 稲田 亮

見附市起業創業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市起業創業支援事業補助金交付要綱（平成26年見附市告示第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「設け」の次に「、次に掲げるいずれかに該当し、」を加え、同号に次のように加える。

ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する

イ 既に営んでいる事業を継続した状態で、既存事業とは異なる業種の事業を開始する

第2条第2号中「税務署へ開業届が提出されていない」を「事業を開始していない」に改め、同号ただし書中「開業届を提出」を「事業を開始」に改める。

第3条第1号中「別表の」を「別表1に定める」に改める。

第4条第2号中「及び備品」を「等」に改める。

第5条第1項中「補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限」を「別表2のとおり」に改める。

第6条第2項中「開業届を提出」を「事業を開始」に改める。

第13条中「状況について」の次に「、見附市起業創業支援事業補助金状況報告書（別記第10号様式）により」を加える。

別表を別表1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表2（第5条関係）

補助事業の区分	補助率	補助上限額
起業創業事業	2分の1以内	50万円

<u>空き店舗活用起業創業事業</u> <u>(見附市まちなか賑わい事</u> <u>業支援補助金交付要綱(平成</u> <u>19年見附市告示第61号)</u> <u>第3条第1号のウに定める</u> <u>エリア以外で、空き店舗を借</u> <u>り上げ、又は取得した場所</u> <u>で、日本標準産業分類(統計</u> <u>法(平成19年法律第53</u> <u>号)第2条第9項に規定する</u> <u>統計基準として定められた</u> <u>もの)の中分類に定める56</u> <u>各種商品小売業、57織物・</u> <u>衣服・身の回り品小売業、5</u> <u>8飲食料品小売業、76飲食</u> <u>店のいずれかの事業を営む</u> <u>場合)</u>	<u>2分の1以内</u>	<u>100万円</u>
---	---------------	--------------

別記第4号様式および別記第5号様式中「産振」を削る。

別記第6号様式中「代表者名」を「代表者名印」に改め、「産振」を削る。

別記第7号様式および別記第8号様式中「産振」を削る。

別記第9号様式中「産振」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第10号様式（第13条関係）

年 月 日

(宛先)見附市長

申請者 所在地
名 称
代表者名

印

見附市起業創業支援事業補助金状況報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、
見附市起業創業支援事業補助金交付要綱第13条に基づき、下記のとおり状況を報告します。

記

1. 損益状況

金額単位：千円

項目		第 年 期 (月 月 期)
① 売上高		
② 売上原価		
③ 経費	人件費	
	家賃	
	支払利息	
	その他	
	計	
利益 (①-②-③)		
従業員数 (人)		
備考		

2. 進捗状況

(1) 当初計画との比較と理由

計画より進んでいる 計画どおり 計画より遅れている
<理由>

3. 今後の目標・見込み等

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市起業創業支援事業補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。